

会津若松市コミュニティプール
指定管理者特記仕様書

令和7年7月

会津若松市教育委員会 文化スポーツ課

目 次

1	業務時間等	1
2	運営管理に関する業務	1
3	プール施設、設備及び備品の維持管理業務	2
4	業務従事者配置	3
5	研修等	4
6	資料1（コミュニティプール人員配置計画）	5
7	資料2（水中運動教室及び水泳教室業務仕様書）	6
8	資料3（全自動珪藻土式プール循環ろ過機等保守点検業務仕様書）	7
9	資料4（コミュニティプール維持管理マニュアル）	8

会津若松市コミュニティプール（以下「プール」という。）の指定管理者が管理運営を行う業務の内容については、会津若松市コミュニティプール指定管理者応募要項、会津若松市コミュニティプール指定管理者仕様書に定めるもののほか、この特記仕様書によるものとし、プール利用の安全確保と円滑な運営、水質・プールサイド等の衛生管理、水中運動教室等の開催を行うものとする。

1 業務時間等について

- (1) 原則として、午前8時30分から午後9時30分とする。
- (2) 人員の配置については、市民利用の他、会津若松市立河東学園の教育課程に基づく授業及び課外活動での利用もあることから、教育委員会及び会津若松市立河東学園と協議の上、年間の「コミュニティプール人員配置計画」を作成し、教育委員会に提出すること。
なお、基準となる「コミュニティプール人員配置計画」は、資料1のとおりである。
- (3) 当該年度における月ごとの業務時間の詳細及び人員配置計画を提出すること。
- (4) 換水や定期清掃及び年末年始における休館中においても、必要に応じて施設の巡回管理を行うこと。

2 運営管理に関する業務について

- (1) プールの入場受付・利用料金の収受に関する業務
 - ① 受付で、利用券等の確認を行うこと。
 - ② 自動券売機のトラブルの対応を行うこと。
 - ③ 受付周辺の防犯等の事故防止に努めること。
 - ④ 利用終了者の入場券を回収し、時間延長者に対しては超過料金を徴収すること。
 - ⑤ 利用者数と使用料を集計すること。
 - ⑥ 年間パスポート購入者の受付、写真撮影及び年間パスポートの発行に関すること。
 - ⑦ 土曜フリーパス、水曜フリーパスの発行に関すること。
- (2) プールの利用に関する案内・広報に関する業務
 - ① 利用に関する情報や利用者に対する注意事項についてお知らせすること。
 - ② 換水時及び年末年始には、休館の予告看板、休館中の案内看板を作成し、玄関入り口等に設置し、利用者に周知すること。
 - ③ 水中運動教室等の募集受付等に関すること。
- (3) プールの監視に関する業務
 - ① 監視員は水着を着用し、適切な場所からプールの水域をもれなく監視すること。
 - ② プールの使用状況等について管理日誌に記入すること。
 - ③ 事故を未然に防ぐため、危険な事態を発見・予見したときは適切な処置を講じること。
 - ④ 監視者は原則として自分の持ち場を離れないこと。
 - ⑤ 利用者に対して、事故防止のため場内禁止事項を徹底させること。

- ⑥ 事故防止のため、利用者に対し休憩の指示及びプール利用の注意事項を放送等で知らせること。
 - ⑦ 事故発生時には、応急処理・救急車の手配・病院への連絡及び付き添い、教育委員会への報告等、適切な処置を行い、安全の確保に努めること。
 - ⑧ 開場時・閉場時に必ず水底を検査し、異物の有無を点検し、除去すること。
 - ⑨ 監視員は、業務に適した服装・態度・言葉づかい等に注意すること。
- (4) 水中運動教室等の実施に関する業務
- ① 一般開放時において、次のとおり水中運動教室及び水泳教室を実施すること。
 - ・水中運動教室

ア 水中ウォーキング・水中運動教室	50回
イ メタボ解消教室	16回
 - ・水泳教室

ア 水慣れ・水泳(一般、親子)	26回
-----------------	-----
 - ② 水中運動教室及び水泳教室の参加料については無料とするが、プールの利用料については、参加者の負担とする。
 - ③ なお、「水中運動教室及び水泳教室業務仕様書」は、資料2のとおりである。

3 プールの施設（駐車場も含む）、設備及び備品等の維持管理に関する業務について

(1) プール管理業務

- ① 水質管理
 - ・福島県遊泳用プール衛生管理者指導要綱に基づき管理すること。
 - ・日常的な水質検査による水質管理を行うこと。
 - ・薬品注入、プール施設内の衛生管理を行うこと。
 - ・プール施設内や設備の異常の発見と一時的処理、教育委員会への報告を行うこと。
 - ・ろ過装置の運転調整を行なうこと。
 - ・薬剤を適正に管理、注入すること。
- ② ろ過装置の保守点検
 - ・ろ過機の保守点検業務を年3回行うこと。
 - ・なお、「全自動珪藻土循環ろ過機保守点検業務仕様書」は、資料3のとおりである。
- ③ プール設備及び付帯設備の維持管理業務
 - ・玄関、ホール等日常清掃のほか、プールの衛生保持の観点から、使用前後及び休憩時間の巡回時に適宜、清掃・点検等を行うこと。
 - ア 対象箇所
 - a) プール水槽・プールサイド
 - b) 男女更衣室・ゆったり更衣室・シャワー室・洗面所
 - c) 採暖室
 - d) その他必要箇所

イ 業務内容

- a) プール室（プール水槽・採暖室・プールサイド・器具庫）
 - ・定期的にプールの逆洗浄を行うこと。
 - ・水面、水中の浮遊物等を除去すること。
 - ・プールサイドのごみ等を処理し、安全かつ衛生面に十分に注意すること。
 - ・プールサイドはデッキブラシ、ポリッシャー等で洗浄し、清潔な状態に保つこと。
 - ・監視に必要な備品について、点検・整理を行うこと。
 - ・適時、プール水槽の洗浄をすること。
 - ・採暖室は常に清潔な状態に保つこと。
 - ・換水時には可動床の支柱を設置し、水抜き作業を行なうこと。
 - ・プール水槽清掃及び可動床点検終了後に、プール水補給等の開館準備作業を行なうこと。
- b) トイレ・シャワー室・更衣室等
 - ・床はデッキブラシ等で洗浄し、清潔な状態を保つこと。
 - ・衛生陶器、化粧台、水栓等は適切な方法で洗浄し拭きあげること。
 - ・ステンレス等の金属部分は光沢を保つように努めること。
 - ・紙くず、汚物等の処理は随時行うこと。
 - ・更衣室内は適時巡回をし、安全の確保と清潔な状態を保つよう努めること。（更衣室内のモップによる拭き掃除、シャワー室・洗面台の掃除）
- c) その他必要箇所（監視員室・玄関・ホール・待合観覧コーナー・廊下）
 - ・日常清掃（ほうき・モップ等による掃除等）
 - ・除雪（駐車場・玄関周り）

④ オイルメーター・水道メーターの確認と記録（1日1回）

4 業務従事者配置について

監視等業務を実施するため、必要な有資格者等の従事者を配置すること。

業務従事者（以下「従事者」という。）は、健康で業務遂行の体力を有し、服装や身だしなみを清潔に保ち、協調性に富み、特に接客活動に支障を生じない者であること。

また、業務にあたりユニフォーム、名札を着用のこと。

(1) 総括責任者（衛生管理者）

プールの安全及び衛生に関する知識を持った者であって、全体の責任者として総括の職務にあたる管理能力と、下記のような業務遂行上必要な能力と知識を有する者1名を、プールに配置すること。

- ① 25 m屋内温水プールの管理及び監視経験がある者
- ② 機械運転等の知識があり、水質管理ができる者
- ③ 教育委員会との連絡調整責任者となる者。

④公的な機関や公益法人等の実施する講習会等を受講した者。

(これらに関する下記のような資格を取得していることが望ましい)

日本赤十字社が認定する水上安全救助員もしくはこれに準じる以下のような資格

- ・日本赤十字社が認定する水上安全法指導員
- ・(公財)日本体育施設協会が認定する水泳指導管理士
- ・(公財)日本体育施設協会が認定する公認スポーツ指導員資格取得者
- ・文部科学大臣が認定するスポーツ指導員資格取得者

(2) 監視員

監視員は公的機関での救急救命法を受講者で、業務について相当の訓練を受け、かつ臨機応変の措置ができる者。

(3) 受付

業務を円滑に遂行できる能力を有する者。

(4) 管理担当者

機械運転、水質管理等の業務を円滑に遂行できる能力を有する者。ただし、監視員又は受付業務と兼ねることができる。

5 研修等について

各業務従事者については、管理及び監視業務が安全かつ適切に行われるよう、随時必要な資格取得または研修を行うなど、業務に関する知識と技能を高めるよう努めること。

なお、「コミュニティプール維持管理マニュアル」は、資料4のとおりである。

資料1 コミュニティプール人員配置計画

【人員配置計画：基準】

利用区分	一般開放A		一般開放B		一般開放C	
	一般	一般	河東学園 (授業等利用)	一般	河東学園 (地区利用)	一般
	4月～5月 9月～翌年3月 平日、土日祝日	7月～8月 土曜日 ※繁忙期・土曜パス	6月～9月第一週 平日 ※日中	6月～9月第一週 平日 ※夜間時間帯	夏季休暇中の 学校利用日(平日) ※午前	夏季休暇中の 学校利用日(平日) ※午後
利用時間	9:00～21:00		9:00～17:30	18:00～21:00	9:00～12:00	13:00～21:00
必要配置人員	3名以上	4名以上	1名以上	3名以上	1名以上	3名以上
人員配置時間	8:30～21:30	8:30～17:00	9:00～17:30	17:30～21:30	9:00～12:30	12:30～21:30

1 業務従事者については最低人数とし、稼働状況により業務内容が円滑に遂行できるよう対応すること。
 2 休館日は、第2・第3月曜日、年末年始、メンテナンス日とすること。
 3 定期点検時及び年末年始の休館日については、上記人員配置以外に、巡回・開館準備に要する人員を適宜配置すること。

【令和4・5年度：基準】

	一般開放A	一般開放B	一般開放C	休館日	合計	備考
4月	28	0	0	2	30	
5月	29	0	0	2	31	
6月	8	21	0	1	30	
7月	12	12	6	1	31	
8月	14	5	10	2	31	
9月	25	3	0	2	30	
10月	29	0	0	2	31	
11月	28	0	0	2	30	
12月	26	0	0	5	31	
1月	26	0	0	5	31	
2月	19	0	0	9	28	
3月	29	0	0	2	31	
合計	273	41	16	35	365	

【令和6年度：基準】

	一般開放A	一般開放B	一般開放C	休館日	合計	備考
4月	28	0	0	2	30	
5月	29	0	0	2	31	
6月	19	9	0	2	30	
7月	13	11	0	2	26	
8月	20	4	5	2	31	
9月	16	12	5	2	35	
10月	29	0	0	2	31	
11月	28	0	0	2	30	
12月	26	0	0	5	31	
1月	26	0	0	5	31	
2月	17	0	0	11	28	
3月	29	0	0	2	31	
合計	280	36	10	39	365	

資料 2

水中運動教室及び水泳教室業務仕様書

業務の実施にあたっては、本仕様書に基づき実施するものとし、定めのない事項については、教育委員会と協議するものとする。また、年度ごとの管理運営に関する事業計画に併せて、業務計画を提出するものとする。

(業務内容)

水中運動教室及び水泳教室の実施

(1) 水中運動教室

ア 水中ウォーキング・水中運動教室	50 回
イ メタボ解消教室	16 回

(2) 水泳教室

ア 水慣れ・水泳（一般、親子）	26 回
-----------------	------

(業務期間)

令和 8 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

(実施内容)

- (1) 教室の内容は、参加者が安全で正しい水中運動に関心を持ち、スポーツを実施することへのきっかけや健康増進、体力づくりの取り組みが継続的にできるよう、工夫したプログラム内容とする。
- (2) 業務に従事する者は、プログラムに適した資格を有し、教室の運営を遂行できる者とする。
- (3) 参加料は無料とするが、プール使用料は参加者の負担とする。
- (4) 教室のプログラム及び実施期間・時期については、教育委員会と協議し決定するものとする。
- (5) 教室の募集告知及び応募者への通知等を行うものとする。

資料 3

全自動珪藻土式プール循環ろ過機等保守点検業務仕様書

本業務の遂行にあたっては、取扱説明書等を熟読の上、次に定める点検・整備内容及び教育委員会の指示に基づいて実施するものとする。

また、点検により異常が認められたときは、詳細にわたり調査をした後、その結果について速やかに教育委員会へ報告し、その確認を得なければならない。

安全かつ良好な運転を保つために、給油・清掃・不良箇所の手入れ等を行うものとし、これに伴う軽微な補修・修繕等については指定管理者の負担とする。

なお、それ以外の修繕・改修等については、その都度教育委員会と協議するものとする。

業務終了後は、一週間以内に保守点検報告書を教育委員会へ提出すること。

記

- | | |
|-----------|---|
| 【設備】 | 全自動珪藻土式プール循環ろ過装置 2台
及びポンプ等関連機械設備 |
| 【点検・整備内容】 | |
| 1 電気関係 | ・計器類正常可動の確認 |
| 2 ポンプ関係 | ・グランドパッキンの点検及び交換・修理
・軸継手ゴムの点検・交換
・密封玉軸受の点検・交換
・チェッキ弁の点検・交換 |
| 3 ろ過機本体関係 | ・ポンプ、モーター等の正常運転（異音等の有無等）
の確認
・塩素滅菌機の正常作動確認
・ヘアーキャッチャーの洗浄
・漏水の有無
・グランドパッキンの点検及び交換・修理
・リーフの洗浄、プラグ等へのグリス塗布 |
| 【点検回数】 | 3回／年 |

資料 4

コミュニティプール維持管理マニュアル

はじめに

会津若松市コミュニティプール（以下、「プール」）は、年間を通じて利用できる屋内温水プールで、広く市民に開放し、市民の生涯スポーツの推進及び健康増進に寄与するとともに、会津若松市立河東学園の教育課程に基づく授業、課外活動等の利用に供することを目的とする社会体育施設である。

本マニュアルは、プールの管理体制を明確にし、さらには管理作業を標準化するために、福島県遊泳用プール衛生管理指導要綱等に基づき、管理体制、管理作業の業務分担、管理計画、設備・機器の点検方法及び操作方法、水質検査の実施方法、事故発生時の連絡・応急体制など、プールを適切かつ円滑に管理・運営するために必要な事項を定めるものである。

1 主な施設の概要

(1) 名称

会津若松市コミュニティプール

(2) 所在地

会津若松市河東町南高野字金剛田 1 番地

(3) 施設の主な概要

① 設置年月日 平成 19 年 4 月 1 日

② 供用開始日 平成 19 年 5 月 1 日

③ 建物概要

鉄筋コンクリート造平屋建（一部鉄骨造）

建築面積 1,492.25㎡

床面積 1,399.40㎡

④ 主な施設の内容

・プール槽 25 m×6 コース（25 m×13 m）、水深 180cm スロープ

・可動床装置 0 cm ～ 135cm

・待合観覧コーナー

・付属施設

管理事務所、採暖室、器具庫、機械・電気室、更衣室（男 96 人・女 96 人・ゆったり 3 人）、下足入れコーナー、来館者用トイレ・ホール・駐車場

2 管理計画

遊泳者の安全及び衛生的な水質を確保するため、年度ごとに「維持管理マニュアル」の見直しを行い、前年度のプール管理日誌等を参考に、プール管理計画を策定する。

- (1) 設備・機器の運転操作方法・点検方法については、各取扱説明書を参照し、適正な管理を行うこととする。設備・機器は日常的には目視等により点検するとともに、適当な時期に定期的に点検・整備を行うものとする。
- (2) 施設の清掃については、清掃業者による日常清掃のほか、必要に応じ、プールサイド、採暖室、更衣室、シャワー、トイレ、玄関周り、ホール、廊下などを清掃するものとする。

内 容	時期等
プール水の入れ替え プール槽本体・床清掃 定期清掃（更衣室・シャワー・トイレ等）	年1回（2月上旬）
可動床の保守点検・整備	年1回（2月上旬）
ろ過機の点検・整備	年3回（随時）
施設の清掃（日常） ○プール室 ・水面・水中の浮遊物等の除去 ・プールサイドの清掃（デッキブラシ、ポリッシャー等での清浄） ・採暖室の清掃、衛生管理 ・器具庫の清掃、整理整頓 ○トイレ・シャワー室、更衣室 ・床はデッキブラシで洗浄し清潔な状態に保つ ・衛生陶器、化粧台、水栓等の洗浄、拭きあげ ・ステンレス等の金属部分は光沢を保つように努めること ・紙くず、汚物などの処理は随時行なうこと ・更衣室内は適時巡回し、モップ等による拭き掃除により清潔な状態に保つこと ・更衣室のスリッパは、巡回時にそろえること。 ○その他（管理事務所・玄関・ホール・待合観覧コーナー・廊下） ・ほうき、モップ等による掃除	日1回以上
除草（施設周辺）	適時
除雪（駐車場・玄関周り） ○除雪機等による除雪 ※積雪状況が10cm程度の場合	冬期（適時）

消毒薬、その他薬品の予定使用量と購入時期 ○珪藻土 40箱 (20kg入) ○塩素薬剤 (次亜塩素酸ソーダ「サンラック」) 180箱 (20kg入) ○塩素濃度試薬 12箱 (100錠入)	10箱／3ヶ月 15箱／1ヶ月 3箱／3ヶ月
水道水の予定水量 ○プール本体容量：590m ³ ○補給水：596m ³ ×6回=2,384m ³ ○シャワー等：4m ³ ×25日×12月=1,200m ³	
全換水 逆洗浄：通常利用の範囲内	年1回 (2月上旬) 週1回 (月・木)
プール水の水質検査 ○日常検査 ○定期検査：「公益財団法人 福島県保健衛生協会」による検査	「表1 水質基準(P13)」 検査項目による
屋内空気中の二酸化炭素濃度の測定	2ヶ月に1回
オイルメーター・水道メーターの確認と記録	日1回

3 管理体制

プールの管理は、プール本体や関連施設・設備と周辺環境の管理、浄化・消毒装置の管理、水質の管理、入場者の管理などを総合して行うことが必要である。

プールの管理にあたっては、プール管理全体を総括する「管理責任者」及びプールの実務を担当する「衛生管理者」を置き、これらを組織化し、相互に連携することにより円滑なプール管理を行うための管理体制は、次のとおりとする。

(1) コミュニティプール管理体制

① 管理責任者

プールにおける安全で衛生的な維持管理および運営を確保するため、プールに管理責任者を置くこと。

② 衛生管理者

プールにおける安全で衛生的な維持管理の実務を行うため、衛生管理者を置くこと。衛生管理者には、下記のア～オについての知識および技能に関する講習会（福島県遊泳用プール衛生管理者講習会等）を受講したものを充てるものとする。

なお、管理責任者と衛生管理者は同一の者が兼ねることも差し支えないものとする。

ア プールの水質管理

イ プール施設の維持管理

ウ プール施設内の清掃

エ プールにおける疾病とその予防

オ プール施設内での事故防止とその予防

4 プール水の管理

- (1) プール水の消毒は、滅菌器を用いて、消毒薬を常に塩素消毒を行うこと。消毒剤は、次亜塩素酸ナトリウムを使用すること。また、遊離残留塩素濃度がプール内で均一になるよう管理すること。
- (2) 浮遊物等汚染物資を除去することにより、プール水を「表1 水質基準(P 13)」に定める水質に保つこと。

また、プール使用中は、適時新鮮水を補給し、必要に応じて、オーバーフロー溝からオーバーフローさせること。新鮮水の毎日の補給水量は、遊泳者数により異なるが、プール容量の10～20%を目安にすること。
- (3) ろ過機はプール水を1日あたり3回以上循環させるようにし、プール使用中は運転を停止しないこと。
- (4) 逆洗は週に1度、タイマー設定の通り行う。(月・木の7:00より)
- (5) ヘアキャッチャー(集毛器)にゴミがたまりすぎると、ろ過機的能力が落ちるので定期的に掃除を行うこと。(使用薬剤;アクアピル2)
- (6) ろ過機の出口で循環水の濁度について、月1回濁度検査を行うこと。
- (7) 水温は30℃、室温は31～34℃を基本とし、4時間に1回測定すること。季節や気温等により、適切な温度設定を行うものとする。プール水の温度が均一となるよう管理すること。
- (8) プール水の水質検査は、「表1 水質基準(P 13)」に基づき実施すること。
- (9) 上記の水質検査の結果が、「表1 水質基準(P 13)」に適合していない場合には、以下の措置を講ずること。

ア 水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、一般細菌、または総トリハロメタンが基準値に適合しない場合は、補水、換水、循環ろ過の改善その他の方法により速やかに改善を図ること。

イ 遊離残留塩素濃度が0.4mg/Lを下回った場合は、遊泳を一時中止し、塩素剤を追加するなどにより、遊離残留塩素濃度を0.4mg/L以上としてから遊泳を再開すること。

ウ 大腸菌群が検出された場合は、速やかに遊離残留塩素濃度を測定し、濃度が0.4mg/Lを下回った場合には、イの措置を講ずること。また、0.4mg/L以上であった場合には、大腸菌群の由来等を検討し、ろ過の改善等必要な措置を講ずること。
- (10) 水質検査の試料採水地点は、プール内の対角線上におけるほぼ等間隔の位置3ヵ所以上の水面下20cmおよび循環ろ過装置の取入口付近を原則とすること。
- (11) 水質検査の結果は、3年保管すること。
- (12) 年1回プール水の全換水(全量の入換え)を行い、プール槽の清掃、点検、整備を併せて行うこと。
- (13) プール水の全換時に合わせ可動床の点検・整備を行なうこと。

5 プール設備および付帯設備の維持管理

- (1) プール水槽及び可動床装置については、施設備え付けの「取扱説明書」に従い、適切な管理を行うこと。
- (2) プールサイド、更衣室（ロッカーを含む）、トイレその他利用者が使用する設備は、毎日1回以上清掃すること。
- (3) プールの排水口兼ろ過ピット部の蓋等が正常な位置にあり、欠損変形がないこと、それらを固定しているネジ、ボルト等の欠落・変形等がないこと等を確認すること。異常が発見されたときは、使用を中止し、管理責任者に連絡するとともに迅速かつ適切な措置を講じること。
- (4) プールに使用する消毒剤を適切に管理すること。
- (5) ろ過機は原則として1日中運転し、ろ剤の洗浄または補充を随時行うこと。
循環ろ過装置の出口の濁度の検査を行うことにより、浄化設備が正常に稼動していることを確認すること。
滅菌機は、少なくともプールの使用時間中は運転すること。
- (6) 空気中の炭素ガス（二酸化炭素濃度）の含有量が0.15%を超えないこと。また、2ヶ月以内ごとに定期的に測定を行うこと。
空気中の炭酸ガスの含有率の測定方法は、施設内の適切な場所を選び、床上75cm以上、120cm以下の位置において検知管方式による測定器を用いて行うこと。基準に適合しているか否か判定は、測定日における使用開始時から中間時、中間時から終了時の適切な2時点において測定し、その平均値をもって行うこと。
- (7) 消毒剤および遊離残留塩素濃度の測定に用いる試薬および測定機器等は、適切に管理し、その機能の維持等についても十分注意すること。

6 監視業務

- (1) 入場者の安全確保および事故防止のため、プール室内に適当な位置に適当な人数の監視員を配置し、プールの水域および場内をもれなく監視すること。
- (2) 監視員は救護員を兼ねるものとし、応急救護の訓練を受けたものとする。
- (3) 監視区域を明確にし、空白部分は作らないこと。
- (4) 監視員は水着を着用のこと。
- (5) 事故が発生した場合は、救助、連絡、場内整理などを行うこと。
- (6) 利用者の年齢、体格等に応じ、保護者等の付き添いを求めるなどの指導を行うこと。利用者に対する各種禁止事項を熟知し、必要に応じて注意を促すとともに、監視員同士の連携を図り、統一のとれた監視業務を進めること。
- (7) 水質の維持管理等の参考とするため、利用者数を常に把握すること。

7 事故発生時等の措置

万一の事故に備えて従事者の年1回以上訓練を行うとともに、緊急時の連絡、搬送方法等を定めたマニュアルを作成し、連携する医療機関を定めておくこと。

- (1) 対応方法
- (2) 連絡先一覧

8 その他

プール監視日誌を作成し、使用時間、室温、水温、水質検査結果、設備の点検及び整備の状況、利用者数、事故の状況等を記録すること。

表1 水質基準

プールの水質基準は、次のとおりとする。

検査項目	基準値	検査回数
遊離残留塩素濃度	0.4mg/L以上、1.0mg/L以下	日常検査：日4回以上 ※4時間に1回（このうち 1回は遊泳者数ピーク時） 定期検査：月1回
水素イオン濃度	PH値5.8以上8.6以下	日常検査：日4回 定期検査：月1回
濁度	2度以下	定期検査：月1回 ※循環ろ過装置2基含む
過マンガン酸カリウム消費量	12mg以下	定期検査：月1回
大腸菌群	検出されない	定期検査：月1回
一般細菌	200CFU/ml以下	定期検査：月1回
総トリハロメタン	暫定目標値0.2mg/L以下	定期検査：年1回 (6月～9月の間)